

開 会 の 宣 言

事務局

只今から令和4年4月の定例総会を開催いたします。出席委員は、12名中10名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議 長

10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は、12番 森本一男委員と、2番 青木一巳 委員にお願いします。会議書記は事務局職員の仲野さんをお願いします。次回の会議について日程説明。

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請について

議 長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は、4件でございます。「議案第1号、通り番1から4を、議案書をもとに朗読」

議 長

議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

11番委員

■通り番1

通り番1を説明します。

農地の所有者の■■■さんは、元々地元に住んでおりましたが、先月、子どもさんの所へ転出しました。家は空き家対策事業にて売却希望を出しており、本件農地はその空き家に付随した農地として指定を受けておりました。今回、売買契約が成立し、譲受人の■■■■さんが、畑として利用することです。

関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議をお願いします。

議 長	議案第 1 号の通り番 1 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、続きまして通り番 2 につきまして、地元委員の説明をお願いします。
5 番委員	<p>■通り番 2</p> <p>通り番 2 について説明します。</p> <p>譲渡人の■■■さんは、現在、農業経営の規模を縮小しております。今回、申請地の近所に住んでいる■■■さんに贈与するということで申請がっております。</p> <p>関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	議案第 1 号の通り番 2 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、続きまして通り番 3 につきまして、地元委員の説明をお願いします。
6 番委員	<p>■通り番 3</p> <p>通り番 3 について説明します。</p> <p>譲渡人の■■■■■さんは、現在、吉富町にお住まいです。今回、耕作管理ができなくなったということで、申請地の近所に住む、■■■■■さんに売却するということで申請がっております。</p> <p>関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	議案第 1 号の通り番 3 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、続きまして通り番 4 につきまして、地元委員の説明をお願いします。

6番委員	<p>■通り番4</p> <p>通り番4について説明します</p> <p>譲渡人の■■■さんは、現在、行橋市に住んでおり、耕作管理が難しいということで申請がっております。</p> <p>関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第1号の通り番4について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、全て原案通り可決してよろしいですか。</p>
全 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>全員異議なしとのことですので、議案第1号は、全て原案通り可決いたします。</p>
<p>議案第2号</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について</p>	
議 長	<p>続いて、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、6件でございます。</p> <p>「議案第2号、通り番1から6を、議案書をもとに朗読」</p>
議 長	<p>議案第2号について事務局の朗読と説明が終わりました。通り番1につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。</p>

1 1 番委員	<p>■ 通り番 1</p> <p>通り番 1 について説明します。</p> <p>譲渡人の■■■■さんと、譲受人の■■■■■さんは親子です。</p> <p>譲受人の■■■■■さんが、パン教室と店舗を建設するため、贈与ということで申請がっております。</p> <p>場所は、向陽荘の上り口、左手の農地です。</p> <p>関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>議案第 1 号の通り番 1 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番 2 につきまして、地元委員の説明をお願いします。</p>
1 2 番委員	<p>■ 通り番 2</p> <p>通り番 2 について説明します。</p> <p>譲渡人の■■さんの畑を■■さんが購入し、駐車場及び菜園に転用するものです。</p> <p>■■さんは、法人役員となっておりますが、保育園の役員であり、■■保育園の催し場としても利用するとのこととです。</p> <p>場所は、本町公民館の前の道を八屋小学校方面に進んで、最初の四つ角を右に曲がって進んだ所に清高保育園があります。本町公民館から保育園までは、距離として 100m ほどあります。保育園から右に曲がり、突き当りを左に曲がって進んだ所に申請地があります。保育園からは 200m ほどあります。</p> <p>関係書類等も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>議案第 2 号の通り番 2 について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番 3 につきまして、地元委員の説明をお願いします。</p>

6番委員	<p>■通り番3、4、5</p> <p>通り番3、4、5について、関連がありますので、併せて説明します。</p> <p>通り番3と5ですが、譲渡人の■■■■さんの農地を■■■■さん、■■■■さん、それぞれが売買にて取得し、自己住宅を建てるとのことです。</p> <p>通り番4は、■■■■さんと通り番5の譲受人、■■■■さんが共有取得し、進入路を造成することです。</p> <p>関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>議案第2号の通り番3、4、5について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番6につきまして、地元委員の説明をお願いします。</p>
9番委員	<p>■通り番6</p> <p>通り番6について説明します。</p> <p>場所は、合河の大木に、■■■建設の敷地がありますが、その内の一部について転用許可を失念しており、今回の申請にて調えるものです。併せて、譲渡人の■■さんの農地を贈与で譲り受け、進入路及び資材置き場に転用する計画です。</p> <p>関係書類のほか、始末書も添付されており、転用にあたって特に問題もありませんので、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>議案第2号の通り番6について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、議案第2号の農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、全て原案通り可決してよろしいですか。</p>
全 員	<p>異議なし</p>

議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第 2 号は、全て原案通り可決し県に進達いたします。</p> <p style="text-align: center;">議案第 3 号</p> <p style="text-align: center;">農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）</p>
議 長	<p>議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）ですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。</p>
議 長	<p>何かございませんか。無いようでございますので議案第 3 号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）、原案通り承認してよろしいですか。</p>
全 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第 3 号については、原案通り承認することといたします。</p> <p style="text-align: center;">閉 会 の 宣 言</p> <p>10 時 20 分閉会を宣言する。</p>